

政令第

政令第一  
内閣は、中央連絡協議会令  
第二項の規定に基き、この政令を制定する。  
第一條 中央連絡協議会へ以下「協議会」といふ。一  
は、連合國

政令第一  
内閣は、中央連絡協議会令  
第二項の規定に基き、この政令を制定する。  
第一條 中央連絡協議会令  
第一項の事務（以下「協議会」といり。）は、連合國  
官憲との連絡に因る連絡する各行政機関の事務の繁雑な連絡を図る。  
第二條 連絡協議会は、外務次官、外務省連絡局長及び委員三十人以  
第三條 内閣は、外務省設置法、昭和二十四年法律第  
二十九条  
第一項の事務（以下「協議会」といり。）は、連合國  
官憲との連絡に因る連絡する各行政機関の事務の繁雑な連絡を図る。  
第二條 連絡協議会は、外務次官、外務省連絡局長及び委員三十人以  
第三條 内閣は、外務省設置法、昭和二十四年法律第  
二十九条

2  
召長は非常勤とする。

第四條　外務省は、外務省の職務として会務を總理する。その職務を代理する。會長を補佐し、會長に事故があるときは、會長として会務を總理する。

3  
会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。  
(庶務)

第五條 協議会の庶務は、外務省連絡局において処理する。

第六條(雜則)

前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会に關し必要な事項は、会長が定める。

附則この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

外務省設置法第十四條第二項の規定に基き、中央連絡協議会の所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。